

令和2年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

川崎市市民ミュージアム被災収蔵品に関する安定化処理及び修復等の方針等
について

- 資料1 川崎市市民ミュージアム 館内の様子について
- 資料2-1 川崎市市民ミュージアム 被災収蔵品レスキューに関する
処理手順等について
- 資料2-2 川崎市市民ミュージアム被災収蔵品の取扱について
- 資料2-3 川崎市教育委員会埋蔵文化財等取扱要領
- 参考資料 第1回川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアムあり方検討部会
の開催について

市 民 文 化 局

(令和2年7月31日)

川崎市市民ミュージアム 館内の様子について

川崎市市民ミュージアムは、令和元年東日本台風により、地階に設置された収蔵庫が浸水し、建物や設備のみならず、収蔵品にも大きな被害が発生しました。

収蔵庫から収蔵品の搬出が完了したことから、7月27日現在の館内の状況をお知らせいたします。

1 館内の様子

(1) 地階 (左：11月中旬～1月下旬の様子、右：7月27日現在の様子)



第1収蔵庫 (1月23日時点)



(7月27日現在)



第2収蔵庫 (昨年11月16日時点)



(7月27日現在)



第3收藏庫 (昨年11月16日時点)



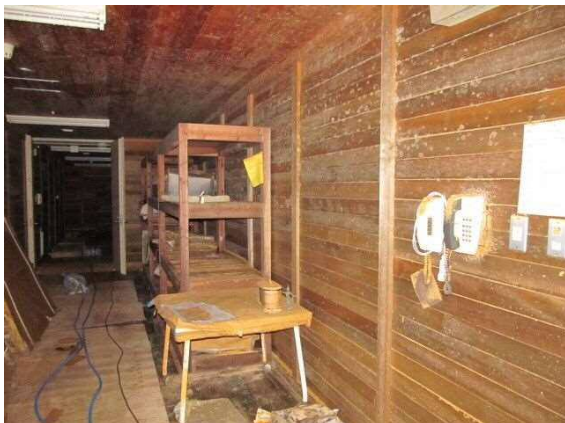
(7月27日現在)



第4收藏庫 (昨年11月16日時点)



(7月27日現在)



第5收藏庫 (昨年11月26日時点)



(7月27日現在)



第6 収蔵庫 (昨年 10 月 26 日時点)



(7 月 27 日現在)



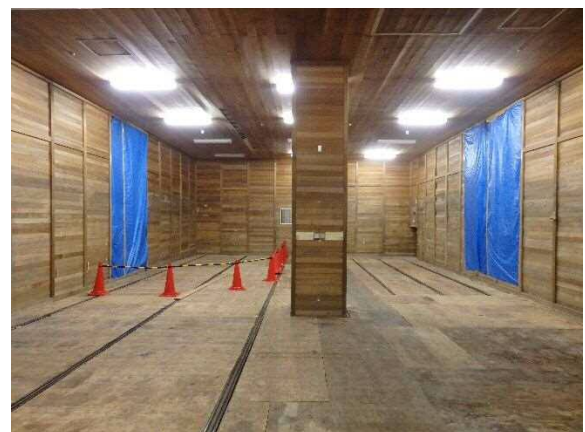
第7 収蔵庫 (昨年 11 月 26 日時点)



(7 月 27 日現在)



第8 収蔵庫 (昨年 11 月 16 日時点)



(7 月 27 日現在)



第9 収蔵庫（昨年 11 月 26 日時点）



（7 月 27 日現在）

（2）応急処置後一時保管及び作業場の状況



映像ホール（フィルム保管）



ユニットハウス（カビ払い作業）



企画展示室 1（大型作品保管）



企画展示室 2（燻蒸庫）



常設展示室（一時保管）



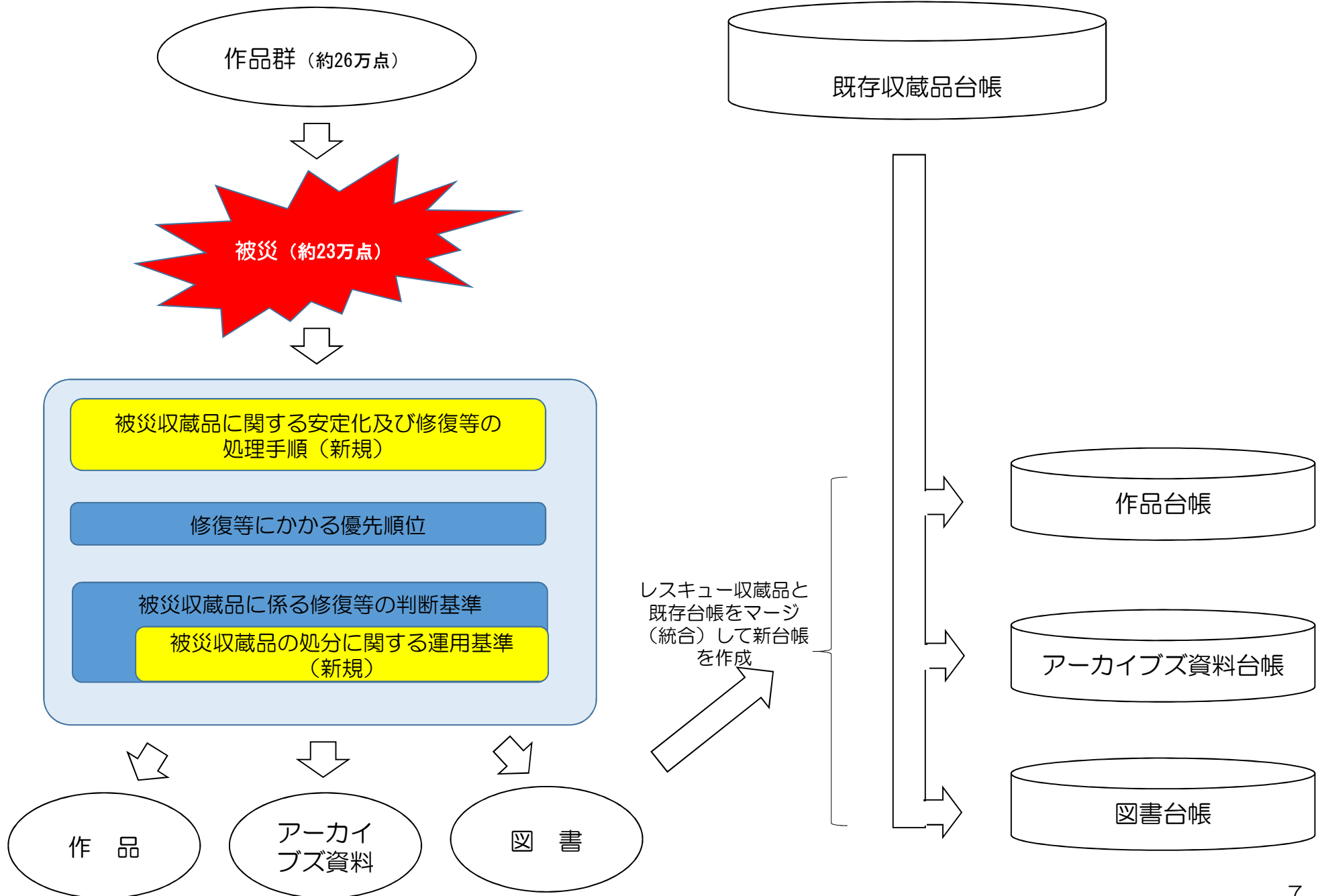
屋上テラス（洗浄待ち考古資料）



第2研修室（フィルム保管室）

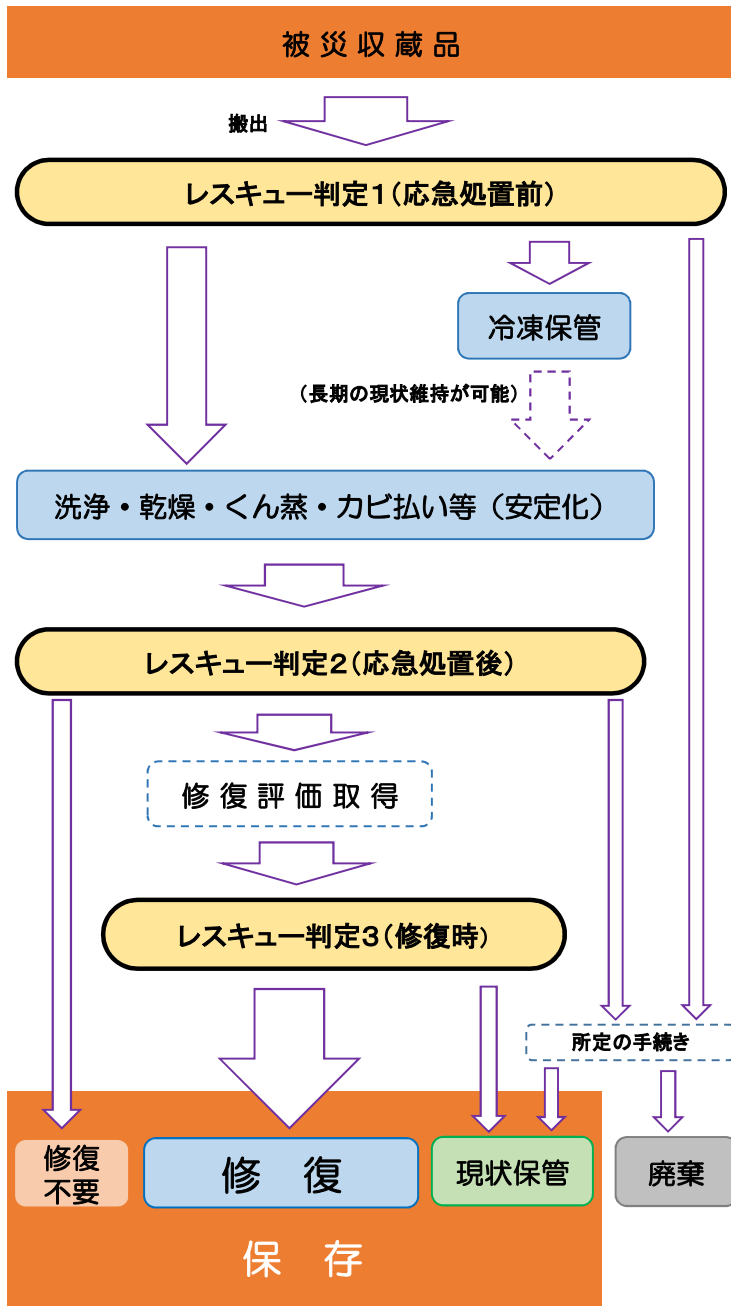


第1研修室（フィルム巻き直し室）



川崎市市民ミュージアム 被災収蔵品に係る修復等の判断基準について

【基本的な考え方】 専門家の意見等を踏まえながら、修復に取り組む。ただし、収蔵品の被災状況や修復評価※1等の内容に応じ、各レスキュー判定で「現状保管」※2や例外的に「廃棄」の判断を行う場合がある。



レスキュー判定1 (応急処置前)

収蔵庫から搬出した被災収蔵品は、基本的に応急処置として洗浄・乾燥・くん蒸・カビ払い等の安定化処置を行う。古文書等の紙資料については、劣化の進行を抑えるため冷凍保管を行う。

なお、以下の基準に該当する場合は、所定の手続き※3を経て「現状保管」または「廃棄」を判断する。

- 1 収蔵庫から流出、あるいは溶けて現物が確認できなかったもの
- 2 被災状況が酷く、複製・印刷物などで当館以外でも存在が確認できるもの
- 3 作品・資料で、素材が変質して崩壊し、原形にもどすことが困難なもの

所定の手続きを経て
「現状保管」
または
「廃棄」

レスキュー判定2 (応急処置後)

応急処置を行った収蔵品は、基本的に専門家等に修復評価を依頼する。

なお、以下の基準に該当する場合は、「修復不要」あるいは所定の手続きを経て「現状保管」または「廃棄」を判断する。

- 1 応急処置の段階で、修復の必要がないと判断されたもの
→ 「修復不要」
- 2 応急処置の段階で、専門家等により、修復が極めて厳しいと判断されたもの
→ 所定の手続きを経て「現状保管」または「廃棄」

レスキュー判定3 (修復時)

専門家等の修復評価を得た収蔵品は、基本的に修復する。

なお、以下の基準に該当する場合は、「修復」または「現状保管」を判断する。

- 1 専門家等の修復評価において、一定程度は修復できると判断されたもの
→ 「修復」 または 「現状保管」
- 2 専門家等の修復評価において、修復が極めて厳しいと判断されたもの
→ 「現状保管」

※1 「修復評価」 : 修復レベル、修復による効果、修復の期間、修復に係る費用等に関する意見等。

※2 「現状保管」 : 安定化された状態で保管すること。

※3 「所定の手続き」 : 寄託者・寄贈者等の承諾や、収蔵品データベース登録の確認など。

川崎市市民ミュージアム 被災収蔵品に関する安定化及び修復等の処理手順

現在、収蔵庫からの搬出が終了し、応急処置を施しているが、今後、安定化処理や修復等に向けては、作品等の材質・素材に応じた一定の処理方針等を確立し、その方針等に基づき、収蔵品レスキュー優先順位を踏まえ作業を進めていくこととする。方針等の確立にあたっては、最初から全てを網羅することは不可能なため、作業進捗状況に応じて随時、見直しを図ることとする。

なお、修復における修復レベル等にあたっては、財政的な面も踏まえながら判断することとする。

冷凍保存した紙類(古文書・紙の作品等)

冷凍保存中 → 自然解凍 → 冊子解体 → 洗浄・カビ払い・乾燥 → フラットニング → デジタル画像保存 → 修復(裏打ち等) → 綴じ直し

→ 真空凍結乾燥 → 冊子解体 → 洗浄・カビ払い・乾燥 → フラットニング → デジタル画像保存 → 修復(裏打ち等) → 綴じ直し

→ 自然解凍 → 洗浄・カビ払い・冊子解体 → 真空凍結乾燥 → フラットニング → デジタル画像保存 → 修復(裏打ち等) → 綴じ直し

どちらの手順
を選択するか
調査中

掛軸装・屏風

解体 → 洗浄・カビ払い・乾燥 → 記録 → 修復(剥離止め・補填・裏打ち等) → 掛軸装・屏風への仕立て

繊維(染織)品

解体 → クリーニング → 整形 → 補修・接合

絵 図

洗浄・カビ払い・乾燥 → 元の継ぎ合わせ確認 → 修復(裏打ち、継ぎ合わせ) ※機能紙の特性を踏まえた修理材料の選択

油彩画・アクリル画・版画

額外し → 付着物の除去・清掃 → 画面の洗浄 → 乾燥 → 絵具層の固着強化 → 破損部の修復 → (額装)

日本画

額外し → 付着物の除去・清掃 → 画面の洗浄 → 乾燥 → 絵具層の固着強化 → 破損部の修復 → (額装)

水彩画

額外し → 付着物の除去・清掃 → 画面の洗浄 → 乾燥 → 絵具層の固着強化 → 破損部の修復 → (額装)

民俗資料

洗浄・カビ払い → 乾燥 → 使用されている素材に応じた修復

郷土玩具・絵馬・彫刻

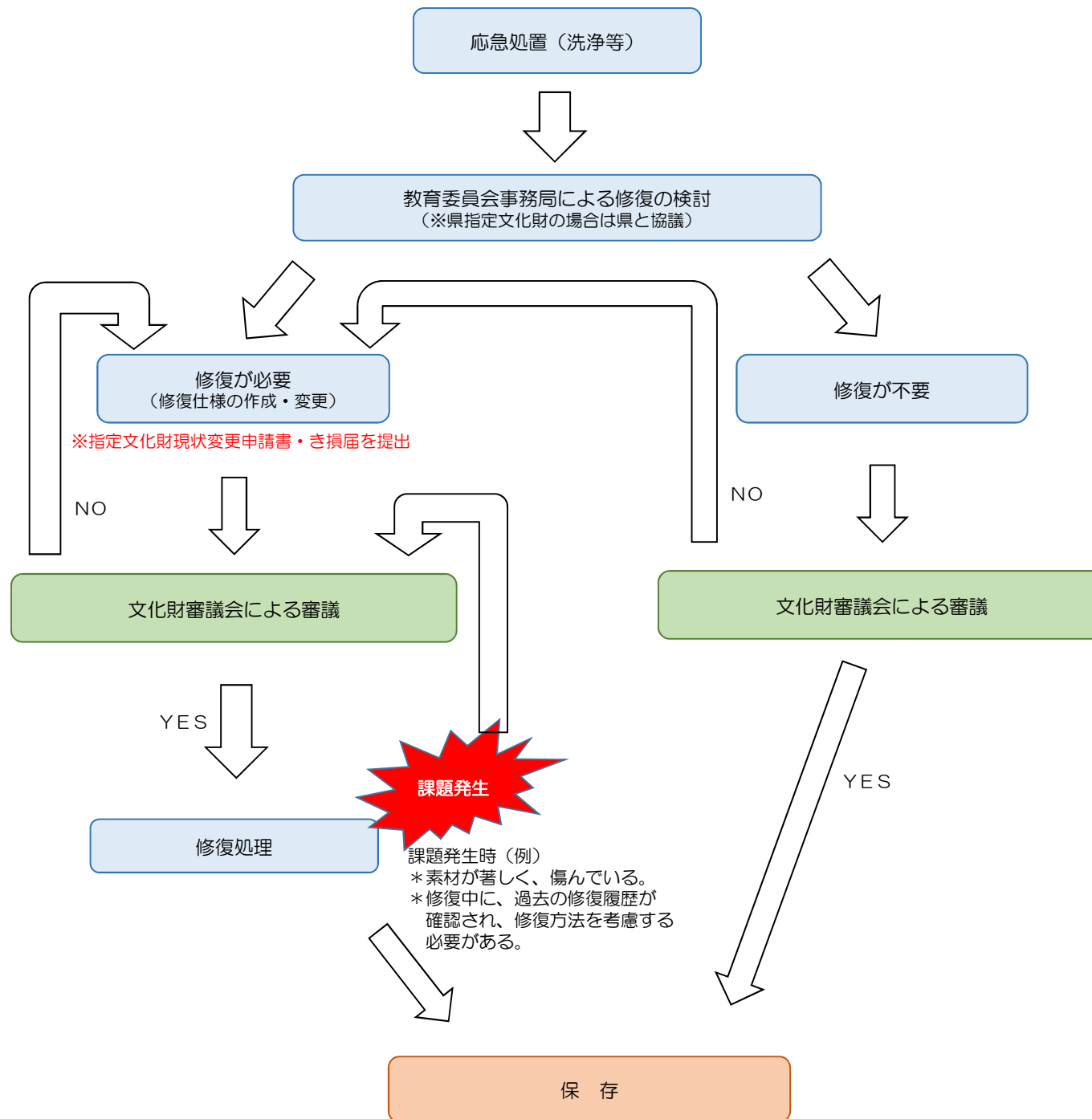
洗浄・付着物の除去・清掃 → 乾燥 → 修復・復元

陶器・磁器・土器・ガラス

洗浄・付着物の除去・清掃 → 乾燥 (収納箱の作製)

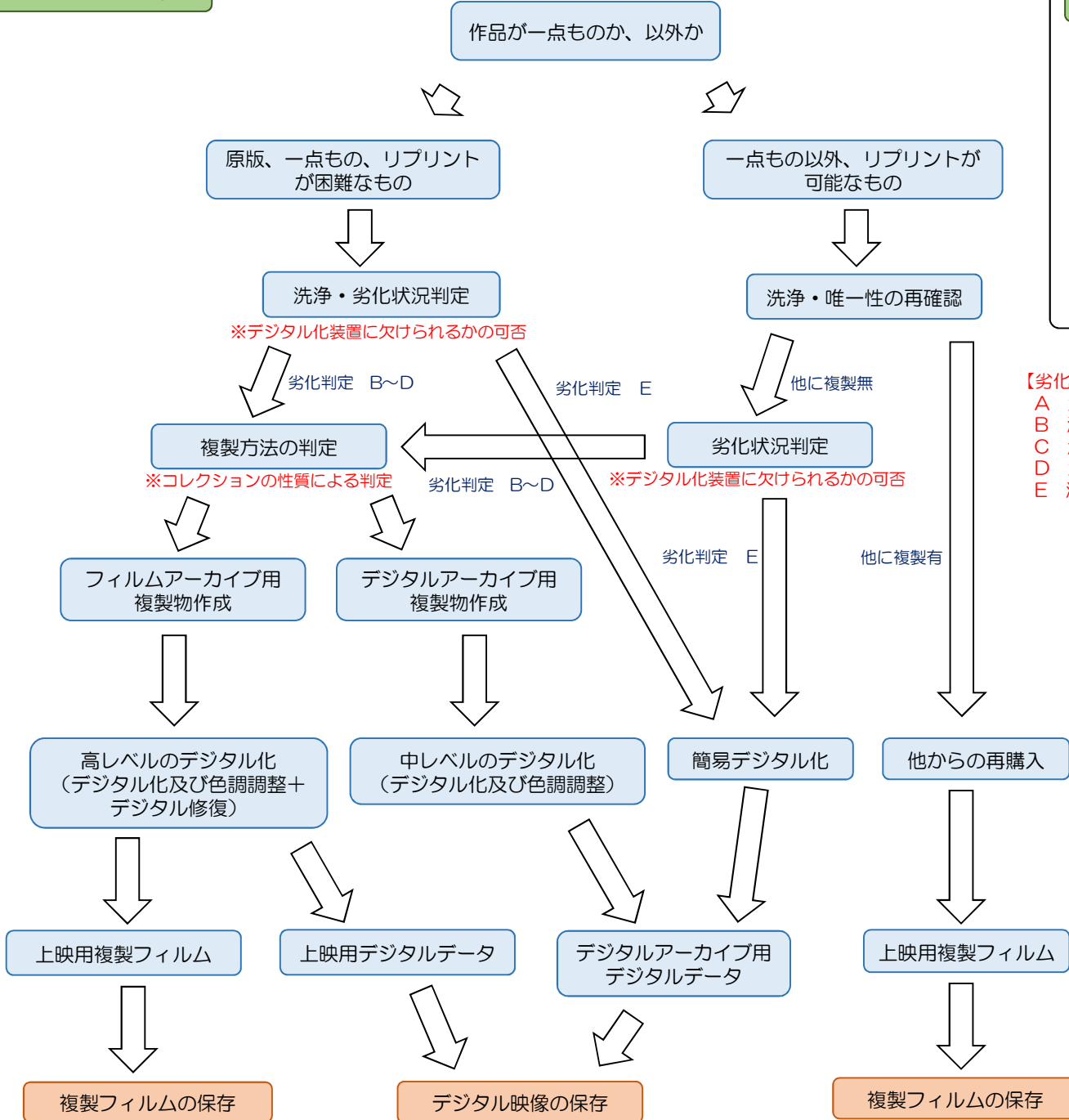
金属製品(鉄、銅、金、銀等)

洗浄・付着物の除去・清掃 → 乾燥 → 消毒 → 乾燥

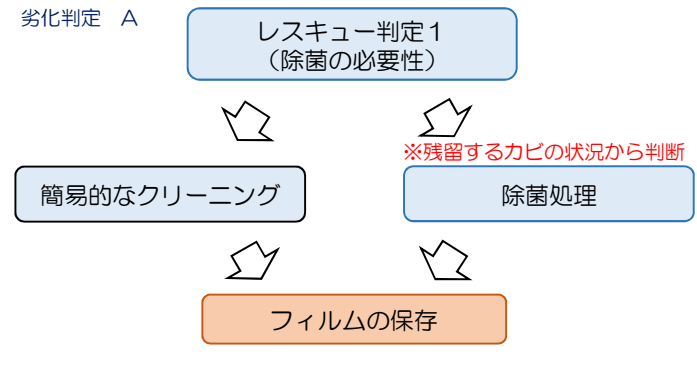


川崎市市民ミュージアム 被災収蔵品に関する安定化及び修復等の処理手順 (フィルム)

水没フィルムの場合

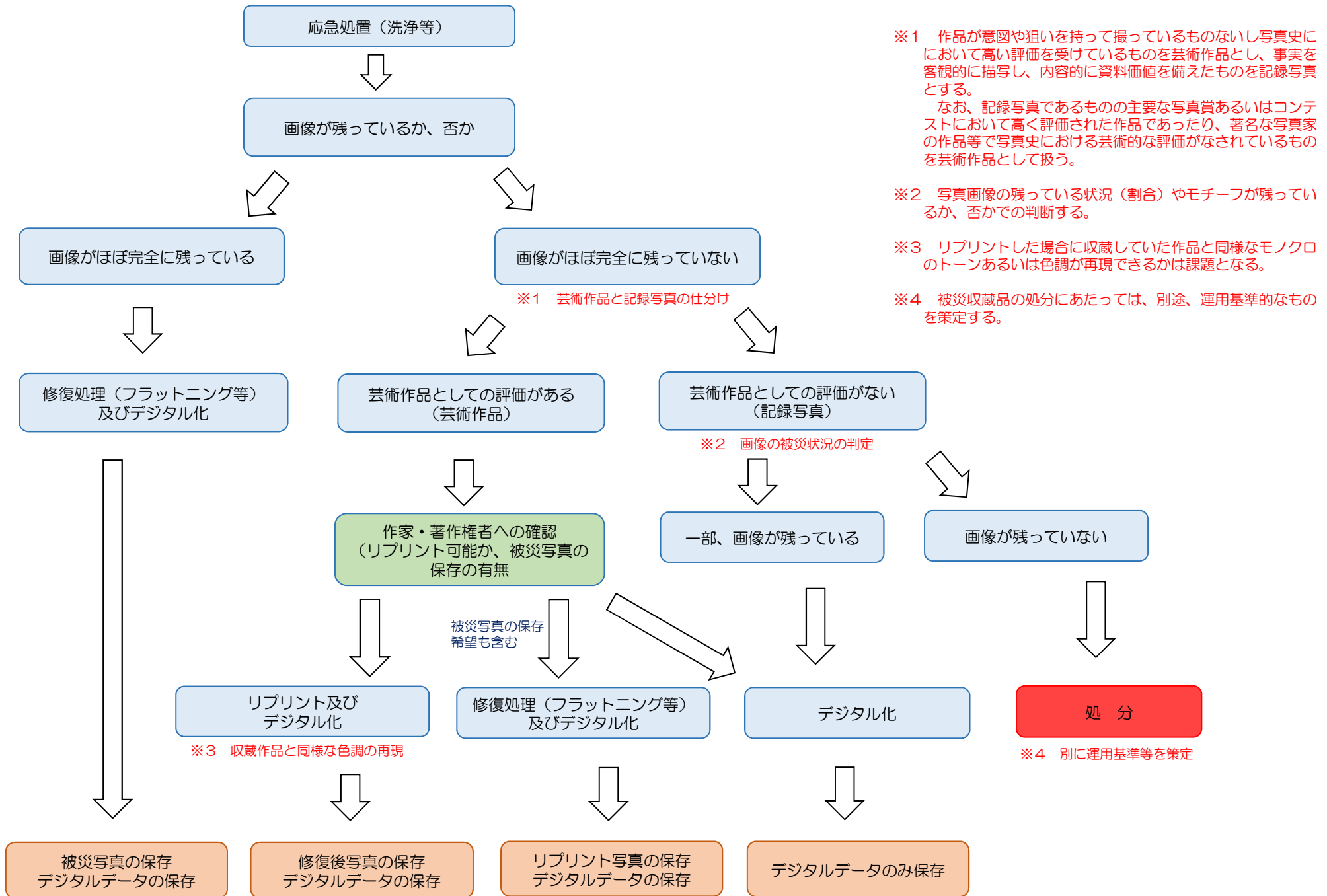


未水没フィルムの場合



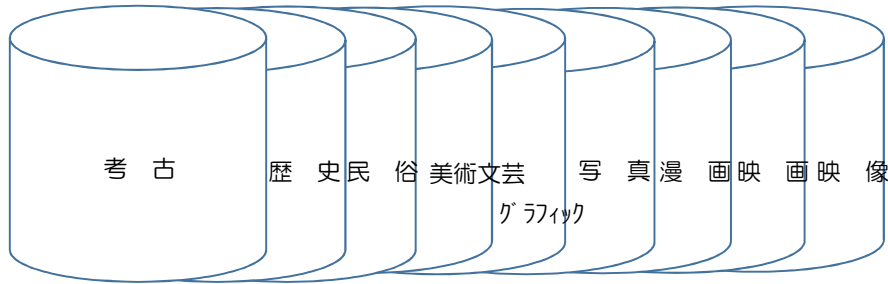
- 【劣化判定】
- A 浸水しておらず、水洗作業の必要なし
 - B 浸水がみられるものの、状態は比較的良好
 - C 浸水し、乳剤に膨張、部分的な剥離が見られる
 - D 浸水し、乳剤の剥離、固着が見られ、救済不可能な箇所がある
 - E 浸水し、乳剤の剥離、固着が見られ、全面的に救済が不可能

川崎市市民ミュージアム 被災収蔵品に関する安定化及び修復等の処理手順 (写真)



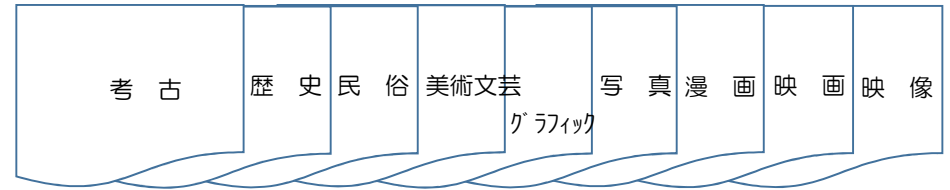
川崎市市民ミュージアム 新収藏品台帳の作成

収藏品 既存台帳



- 市民ミュージアムにおける収藏品台帳は、指定管理業務の中で整えることにはなっているものの現在は100%完成に至っていない

被災収藏品 出庫管理リスト



- 被災作品のレスキュー作業の中で出庫管理を行っているので、既存台帳に記載されていないものが明らかになる
- 被災作品については、被災前の状況に加え、被災状況や応急処置状況、修復状況等を台帳上管理する必要がある

- 台風19号による浸水被害を好機と捉え、既存の収藏品台帳と出庫管理リストをマージ（統合）して新たな台帳を作成する
- その際、現在の件数カウントをルール化する、よって収藏品数が大きく変化する可能性がある

新たな台帳を作成するにあたり、アーカイブズ学を鑑み、市民ミュージアムに収蔵している作品、資料を「作品」、「アーカイブズ資料」、「図書」に分類し、収蔵する。よって、台帳も3種類の台帳となる。

※ アーカイブズとは、ある法人あるいは個人が、その活動の過程で作成、受領し、さらに組織固有の必要のために、それを形成させる主体あるいは後継者によって保管されるか、あるいはアーカイブズ上の価値ゆえに、適正な資料保管組織に移管される資料の総体

作品台帳

アーカイブズ資料台帳

図書台帳

川崎市市民ミュージアム被災収蔵品の取扱について

1 目的

令和元年東日本台風により川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）が収蔵している被災した資料・作品は、修復していくことを基本としている。しかしながら、作品・資料により取扱いの判断をしなければならないこともあるから被災収蔵品の処分に関する運用基準を定める。

この運用基準は、今回の被災収蔵品に対する基準であって、今後、被災収蔵品の修復等が行われる中で発生する課題等を踏まえ、適宜、見直しを行うものとする。

2 被災収蔵品の処分に関する運用基準

次に掲げるいずれかの事項に該当する作品・資料は、所定の手続きにより管理台帳の登録を抹消したうえで、処分することができるものとする。

(1) 収蔵場所からの流出等により現物が確認できなかった場合

管理台帳に記載されているものの、収蔵庫から搬出した被災収蔵品の中に現物が確認できなかったもの

(2) 被災状況が酷く、複製印刷物などで市民ミュージアム以外でも存在が確認できた又は同一のものが入手できる場合

漫画雑誌、ポスター、映画フィルム等で、市民ミュージアム以外で同一のものの存在が確認できる、又は同一のものが購入やリプリントなどにより入手できるもの

(3) 被災状況が酷く、素材が変質するなどして、劣化又は破損しており、原形に戻すことが困難で次に掲げる場合

ア 現状のままでも収蔵品としての価値が損なわれている場合

作品若しくは画面の大部分を覆うカビ等が除去できず、作品若しくは画面を表出できない、又は腐敗等により原形に戻すことができないなど被災により価値が損なわれたもの

イ 他の収蔵品に対して保存上の危険を生じさせる場合

カビの増殖源や虫の発生源となるなど、保存することで他の収蔵品に影響を及ぼすもの

(4) 当該作品・資料に関する調査・分析が十分になされた上で、その結果が公表され、全ての関連記録がしっかりと保存されている場合

当該作品・資料に関する調査・研究、分析が行われており、その結果が公表されており、関連する記録等を含め、しっかりと保存されているもの

(5) 埋蔵文化財等は「川崎市教育委員会埋蔵文化財等取扱要領」の定めるところによる。

3 運用に当たっての所定の手続き

収蔵品の処分に当たっては、次の手続きを行わなければならない。

- (1) 作品・資料にある権利、収蔵時に付随した特別な条件が、その後の作品・資料の処分を妨げないこと。
- (2) 他の博物館・美術館・図書館等で、被災した作品・資料と同一のものを保有しているかを確認すること。また、複製作品等は、新たに複製できるか又は購入できるかを確認すること。
- (3) 文化的、歴史的、芸術的及び教育的価値の評価を行い、必要に応じ当該分野の専門家の意見を求めること。
- (4) 保存することで安全衛生上等の危険を生じさせるような場合、専門家による調査・状態報告を受けること。
- (5) 作品・資料の評価額を把握することとし、必要に応じ専門家による評価額を算定すること。
- (6) 処分をする場合は、手続きを永久的な記録として保存し、処分リスト等は閲覧可能とすること。

川崎市教育委員会埋蔵文化財等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）が策定した神奈川県内における出土品の取扱要領（平成10年10月22日施行。以下「県要領」という。）に基づき、川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が管理する埋蔵文化財等の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「埋蔵文化財等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 発掘調査等で出土したもの（以下「出土品」という。）のうち、次に掲げるもので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第102条の規定に基づき鑑査し、及び文化財と認定した埋蔵文化財。

ア 人の遺体又はその一部若しくは人自体の痕跡等

イ 道具

ウ 道具等製作時の副産物

エ 遺構を構成する加工された素材

オ 遺構を構成する未加工の素材

カ 道具等の原材料

キ 家畜の遺体及び栽培植物

ク 食料残し

ケ 自然環境を示す自然物

(2) 採集、寄贈、購入、制作等により、市教委が作成した資料台帳に登録された考古資料

(3) 前2号の調査記録（図面、写真、台帳等）及び刊行された報告書類

(4) その他教育長が必要と認めるもの

2 この要領において「区分」とは、県要領で定める基準の種別に従って出土品を分別することをいい、「取扱」とは、区分した出土品等について、保管、管理、廃棄その他の措置をとることをいう。

（適用される規則及び要領）

第3条 前条第1項第1号及び第3号の埋蔵文化財等については、この要領を適用し、前条第1項第2号及び第4号の考古資料については、この要領の趣旨を踏まえつつ、具体的な管理については川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）及び川崎市教育財産管理規則（昭和45年川崎市教育委員会規則第9号）の定めるところによる。

（区分及び取扱の時期）

第4条 出土品の区分及び取扱は、発掘調査現地作業及び出土品等整理作業それ以降の各段階に応じて実施するものとする。

（区分及び取扱の対象）

第5条 この要領による区分及び取扱は、発掘調査等によって新たに出土したものと及び既に保管がなされているものを対象とする。

（区分及び取扱の基準）

第6条 出土品の区分及び取扱の基準は、県要領の別表によるものとする。

2 基準の適用に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 展示公開等の活用や学術的活用の基礎資料として報告書等に記載した出土品については、廃棄等の処分はできない。
- (2) 基準における「必要な記録」とは、発掘調査現地作業段階だけではなく、出土品等整理作業段階での記録を含む。
- (3) 基準により「一定量を保存する」又は「保存を要しない」としたものであっても、地域的・時代的な希少性を考慮し、将来にわたり保存し、活用を図る必要性又は可能性がある場合には、この限りでない。
- (4) 旧石器時代や縄文時代草創期等情報量が極めて少ない時代・時期の出土品（自然環境を示す自然物を除く。）は、基準に定める取扱にかかわらず、保存するものとする。
- (5) 基準により「一定量を保存する」又は「保存を要しない」としたものであっても、遺存状態が良好な遺構等で、活用の可能性がある場合には、可能な限り、保存及び活用を図るものとする。
- (6) 自然環境を示す自然物については、将来自然環境の復元や他遺跡との比較等による活用が図られる見込みがある場合には、基準に定める取扱にかかわらず、一定量を保存することも考慮するものとする。

3 基準については、学術的な進歩や社会的認識の変化に伴い、必要と認められた時には、その妥当性及び有効性について見直しを行うものとする。

（区分及び取扱を行う者）

第7条 この要領による区分及び取扱は、市教委の埋蔵文化財専門職員の指導の下で行うこととする。

（取扱の方法及び手続）

第8条 基準により区分した埋蔵文化財等のうち、「保存」又は「一定量を保存する」とされた埋蔵文化財等は、文化財としての重要度及び活用の頻度に応じて適切に保管・管理することとし、「保存」としたものにあってはその全部を、「一定量を保存する」としたものにあってはサンプルを、それぞれ保管し、及び管理するものとする。

2 基準により区分した埋蔵文化財のうち、「保存」又は「一定量を保存する」とされたもの以外は、廃棄等を行うことができる。

3 廃棄に当たっては、廃棄したものについての誤解や混乱が将来生じることのないよう、廃棄等の措置の概要に関する記録等を作成し、及び保管するものとする。

4 市教委は、文化財保護法第102条の規定に基づき鑑査し、及び文化財と認定した出土品について、この要領の定める基準により廃棄等を行う場合、事前に県教委と協議の上、県要領の第1号様式により県教委に報告するものとする。

(埋蔵文化財等の活用)

第9条 埋蔵文化財等の活用については、博物館における展示公開のほか、学校教育における活用、地域住民を対象とした活用、民間施設を利用した活用、学術的な活用等広範な方法により積極的に行うものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。

(別 表)

神奈川県内における出土品の取扱基準

種 別	具 体 例	取 扱 い
人の遺体又はその一部、もしくは人自体の痕跡等	① 人骨、頭髪等	・ 保存 (個人が特定される場合や中近世のもの等については、改葬も考慮する。)
	② 足跡等	・ 必要な記録をとった後は、保存を要しない。
道 具	① 土器、陶磁器、石器、金属器、木器、骨角器、土製品、石製品等	・ 保存を原則とするが、接合の可能性がない程度に磨滅した土器片等は、保存を要しない。
	② 瓦(近世)、陶磁器類(近世)	・ 同種多量で、規格性があるものについては、必要な記録をとった上で一定量を保存する。
道具等製作時の副産物	石材チップ、木材削りかす、製鉄遺跡の鉄滓等	・ 同種類が多量に出土した場合、必要な記録をとった上で一定量を保存する。
遺構を構成する加工された素材	① 古墳の石室、石垣の石材等	・ 必要な記録をとった後は、保存を要しない。
	② 木製井戸枠、板材、木杭等	・ 同種多量で規格性のあるものは、必要な記録をとった上で一定量を保存する。
遺構を構成する未加工の素材	敷石住居、炉石、配石遺構、集石等を構成する自然礫、古墳の葺石、カマドの袖石、横穴墓の礫床の礫、焼土、焼礫等	・ 必要な記録をとった後は、保存を要しない。
道具等の原材料	石器の原石、金属鉱石、粘土塊等	・ 同種類が多量に出土した場合、必要な記録をとった上で一定量を保存する。
家畜の遺体、栽培植物	イヌ・ウマ等の遺体、稲株・稲わら等	・ 同種類が多量に出土した場合、必要な記録をとった上で一定量を保存する。
食料残滓	貝殻、種子、動物骨等	・ 同種類が多量に出土した場合、必要な記録をとった上で一定量を保存する。
自然環境を示す自然物	土壌、火山灰、花粉、動植物遺体等	・ 環境を復元する等のために採取し、必要な記録をとった後は、保存を要しない。

第1号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

出土品の廃棄その他の取扱いについて（報告）

廃棄その他の取扱いをする 出土品の名称・数量	名 称	数 量
発見の場所	(遺跡)	
文化財認定通知年月日 ・文書番号	年 月 日 第	号
譲与通知年月日・文書番号	年 月 日 第	号
譲与を受けた者の氏名等		
廃棄その他の取扱いをする 理由	・同種多量のため ・磨滅が著しいため ・自然物のため ・その他 ()	
廃棄その他の取扱いの方法		
廃棄場所、またはその他の 取扱いの場所		
その他参考になる事項		
※ 添付書類 出土品譲与通知書写し、廃棄場所等の地図・図面		

「神奈川県内における発掘調査による出土品の取扱要領」（平成10年10月22日付け文第392号教育長通知）に基づき、上記の措置をとりましたので、報告します。

平成 年 月 日

教育委員会教育長 殿

教育委員会教育長

川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアムあり方検討部会の開催について

令和2年7月28日（火）に第1回目となる「川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアムあり方検討部会」を開催しましたので、結果についてお知らせします。

1 第1回部会について

日時：令和2年7月28日（火）午前10時～12時30分

場所：東海道かわさき宿交流館4階

出席：6名

- ・委嘱状交付
- ・部会長の選出
- ・議事：（1）これまでの市民ミュージアムの活動について
（2）令和元年東日本台風による被害の概要及び収藏品レスキュー状況について
（3）市民ミュージアムが抱える課題について
（4）博物館、美術館に関する各種調査について

主な意見

- ・今回の市民ミュージアムの浸水被害は、大きな財産となり、全国的にも啓発の機会と考える。
- ・被災の事実や修復の過程を新ミュージアムで積極的に見せる考えもある。
- ・ソフトの課題は15年前と変わっていない。指定管理を導入して利用者は伸びているが、市民ミュージアムのミッションや9つの分野を検討する必要がある。
- ・コロナ禍にある中で、「集客目標」だけではなく、ウィズコロナというスタンスを持ちながら状況に沿ったミッションを考えていくべき。
- ・ハード面の様々な課題があるが、あの場所に残していくのか、別の場所に移すのか、今後議論が必要になる。

2 今後について

市民ミュージアムあり方検討部会は、令和2年度は5回、来年度は2回程度の全体で7回程度の開催を予定しております。

